

## 板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）並びに東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、区内に存在する大規模建築物の廃棄物保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 この要綱の対象とする大規模建築物とは、規則第30条第1項に規定する延べ面積3,000㎡以上の建築物とする。

### (書類の提出)

第3条 前条に既定する大規模建築物（以下「建築物」という。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、規則第30条第2項に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）に、次の書類を添付して、当該建築物の建築の確認申請の前までに、区長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等）
- (3) 建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 廃棄物保管場所等の配置図（位置図）（前号の各階平面図で確認できる場合は、省略することができる。）及び敷地内運搬車通過道路図
- (6) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図及び断面図（縮尺50分の1）
- (7) 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図
- (8) 廃棄物保管場所等の容器数の算定書及び面積の算定書
- (9) その他、廃棄物保管場所等設置に関して必要と認める図面、文書等

### (保管場所等の基準)

第4条 規則第30条第3項第1号に規定する設置基準は、別に定める板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準による。

### (届出内容の変更)

第5条 建設者は、設置届及びその添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じた場合は、改めて変更後の設置届等を提出しなければならない。

( 助言及び指導の実施 )

第 6 条 区長は、建設者から設置届等の提出があったときは、その職員をして、提出書類を審査させ、必要な助言及び指導を行わせるものとする。

2 区長は、設置届等の提出された建築物の完成後において、その職員をして、保管場所等の設置状況を調査させ、当該保管場所等が設置届等の内容と相違すると認めるときは、建設者に対して、必要な措置を講ずるよう指導を行わせるものとする。

( 未届又は未設置の場合の指導 )

第 7 条 区長は、建設者が設置届を提出していないとき又は廃棄物保管場所等を設置していないときは、その職員をして、設置届を提出させ、又は廃棄物保管場所等を設置するよう指導を行わせるものとする。

( 保管場所等の設置等の命令 )

第 8 条 条例第 5 0 条に基づく規則第 3 0 条第 4 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、保管場所等の設置等の命令書 ( 別記様式 ) により行う。

2 前項の命令に係る必要な措置を行った建設者は、書面等によりその旨の報告を行わなければならない。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 保管場所等の設置等の命令書

建築物の名称 \_\_\_\_\_

建築物の所在地 \_\_\_\_\_

建 築 者 \_\_\_\_\_ 様

板 橋 区 長

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例第50条第3項の規定に基づき、廃棄物保管場所及び保管設備について、下記のとおり必要な措置を行うように命じます。

### 記

1 必要な措置の内容 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 措置を命ずる理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

3 履行期限 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、区長に対して異議申し立てをすることができます。

